

令和8年5月25日  
北陸地方整備局  
東京管区気象台  
富山

しもにいかわ

## 下新川海岸における新たな高潮予報の開始について ～全国初の「高潮予報海岸」に指定～

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」の施行(令和8年5月29日)にあわせ、下新川海岸(富山県)が国土交通大臣により全国で初めて『高潮予報海岸』に指定されます。

これにより、同海岸では、より精度が高い高潮の予報・警報※を、国土交通省(北陸地方整備局)、気象庁(東京管区気象台)及び富山県が共同で行うことで、高潮・高波による浸水被害からの的確な避難判断につなげてまいります。

※ 高潮予報海岸に指定された海岸では、従来の潮位による予測に加えて、「波の打上げ高」を反映した予測情報に基づき、高潮の予報・警報を実施

### 別紙 下新川海岸(富山湾沿岸)の高潮予報海岸指定区域図

<関係資料の掲載先について>

新たな防災気象情報の具体的内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しています。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/index.html>

#### 同時資料配付記者クラブ

富山県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
石川県政記者クラブ  
福島県政記者クラブ  
長野市政記者クラブ  
長野県庁会見場

#### 問い合わせ先

(波の打上げ高(水位)に関すること)

国土交通省 北陸地方整備局

担当 河川部 水災害予報センター長 越野 正史

電話 025-280-8880(代表)内線3851

(潮位・波浪(波の打上げ高を除く)に関すること)

気象庁 東京管区気象台

担当 富山地方気象台 防災管理官 寶田 司

電話 076-432-2331(代表)内線221

(海岸の状況に関すること)

富山県

担当 土木部河川課 寺嶋、宮田

電話 076-444-8297(直通)



## 防災気象情報の見直しについて

- 令和6年6月に「防災気象情報に関する検討会」（気象庁）において防災気象情報全体の見直しを行い、令和8年の出水期から運用開始予定。
- シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の見直し、受け手側の立場に立った情報への改善などを取りまとめ。

### 警戒レベル相当情報の体系整理

#### 【課題】

- ・ 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのかわかりづらい
- ・ 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- ・ 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている（高潮）
- ・ 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- ・ 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

#### 【新しい気象情報】

- ・ 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- ・ 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- ・ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
- ・ 情報と対応する防災行動との関係が明確に。

警戒レベル相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報

警戒レベル相当情報	防災気象情報			
	洪水に関する情報	大雨に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

## (高潮予報指定海岸における共同予報・警報の創設)

- 潮位予測に加えて、海岸地形や施設を考慮した「波の打上げ高」を反映し、より精緻な高潮予報を国土交通省、気象庁、都道府県の三者共同で行うことで高潮・高波による浸水被害からの的確な避難判断につなげる。

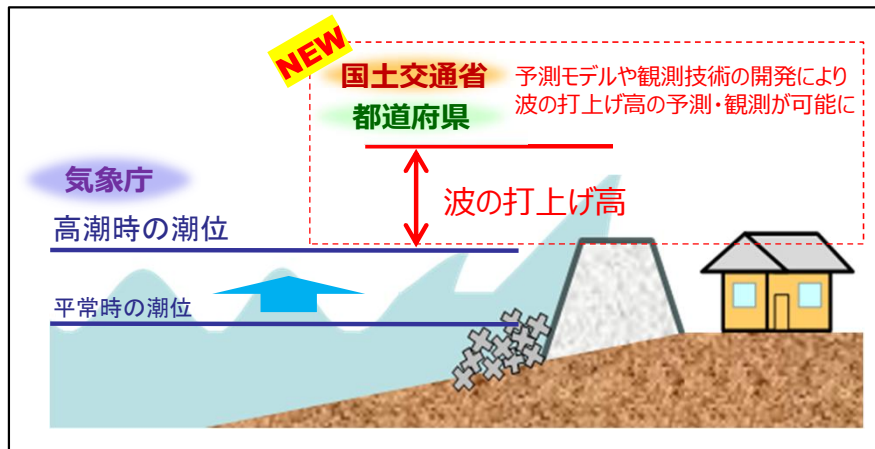
## (発表基準等の見直し)

- レベル5 高潮特別警報は、台風等を要因とする発表指標を見直し、浸水害の起こるおそれ著しく大きくなることが予想される場合に発表することで切迫感のある情報を提供
- レベル2 高潮注意報、レベル3 高潮警報、レベル4 高潮危険警報は、浸水害の起こるおそれがある状況となるまでの猶予時間を確保して発表することで、避難のための時間を確保

## (氾濫通報制度の創設)

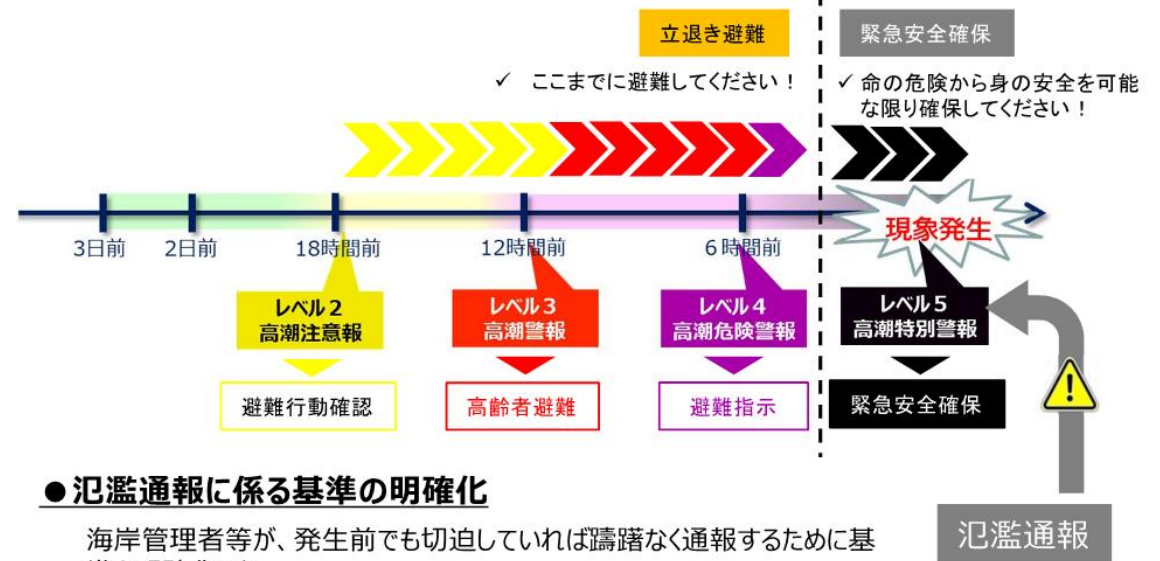
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを確認した海岸管理者等が、都道府県知事へプッシュ型で通報し、警戒レベル5相当情報の発表につなげることで、迅速な緊急安全確保の発令やその他の的確な水防活動につなげる。  
(警戒レベル5相当情報の発表は、氾濫等の確認情報により発表することが基本)

### ● 高潮予報指定海岸における共同予報・警報の創設



国土交通省、都道府県と気象庁が有する技術・情報により、より精緻な高潮予報を三者で共同発表

### ● 発表基準等の見直し



### ● 氾濫通報に係る基準の明確化

海岸管理者等が、発生前でも切迫していれば躊躇なく通報するために基準を明確化した



情報の確度 → 高